

自然保護行政について

1. 第3次生物多様性国家戦略の策定について

生物多様性国家戦略とは

生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の施策を体系的に取りまとめ、その目標と取組の方向を示したもの。

平成7年10月に最初の国家戦略を関係閣僚会議で決定。平成14年3月には新・生物多様性国家戦略として改定を行った。

これまでの生物多様性をめぐる国内外の動きも踏まえて、平成19年4月23日に環境大臣より中央環境審議会に諮問し、自然環境・野生生物合同部会において見直しの検討が進められており、平成19年11月14日に答申される予定。それを受け、平成19年11月下旬に第3次生物多様性国家戦略が決定される予定。

第3次生物多様性国家戦略案の内容

- ・第1部「戦略」と第2部「行動計画」の2部構成で、約300ページ。

[参考1] 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の日本招致

2010年(平成22年)に開催が予定されている生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)等を本邦(愛知県名古屋市)において開催すべく立候補することを平成19年1月に閣議了解。

2010年は「2010年目標」(*)の目標年であるとともに、国連において国際生物多様性年とされている。COP10は、国際的な生物多様性保全の取組における大きな節目の会議となることが予想される。

(*) 2010年目標

「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標。生物多様性条約第6回締約国会議で採択。

[参考2] 生物多様性とは

地球上に存在するすべての生物やその生息環境等がそれぞれ異なっている(変異性を有している)ことを意味している。

生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、種の内部に含まれる遺伝的な多様性という3つのレベルで、生物の多様性をとらえている。

生物多様性は生物進化の歴史の所産であり、人類の生存基盤である生態系が健全に維持されるために重要である。また、衣食住、薬品、燃料などさまざまな恵みを人類にもたらすものである。

第三次生物多様性国家戦略（案）のポイント

ポイント1

■ よりわかりやすい構成

[第1部：戦略] + [第2部：行動計画] の2部構成

・第1部：戦略

3つの目標、グランドデザインを示したうえで、施策の大きな方向性として4つの基本戦略を提示

- ・ 生物多様性を社会に浸透させる
- ・ 地域における人と自然の関係を再構築する
- ・ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ・ 地球規模の視野を持って行動する

・第2部：行動計画

実施主体を明記し、できる限り数値目標を入れ、実施への道筋をより透明化

ポイント2

■ 生物多様性の重要性の強調

生物多様性の重要性について、身近な暮らしに結びつけた説明を第1部の冒頭に位置づけ

ポイント3

■ 地球規模の視点の強化

地球温暖化の影響、地球規模で移動する生物、輸入を通じた日本と世界の生物多様性のつながり、条約の2010年目標など全体的に地球規模の視点を強化

ポイント4

■ 長期的な視点の強化

生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

ポイント5

■ 地方や民間の役割の強調

国家戦略の考え方を地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

生物多様性国家戦略の見直し経緯について

■ 生物多様性条約の採択 (平成4年5月)

条約第6条

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

平成5年12月発効

締約国: 189カ国および欧州
共同体(2007年7月現在)

■ 生物多様性国家戦略の決定 (平成7年10月)

環境基本計画の改定
(平成12年12月)

環境省発足
(平成13年1月)

関係省庁の施策の動向

- ・河川法改正(H9)
- ・海岸法改正(H11)
- ・食料・農業・農村基本法の成立(H11)
- ・港湾法改正(H12)
- ・森林・林業基本法の成立(H13)
- ・水産基本法の成立(H13)

■ 新・生物多様性国家戦略の決定 (平成14年3月)

・自然再生推進法制定
・自然公園法改正

・カルタヘナ法制定 (平成15年)

・外来生物法制定
・文化財保護法改正

・国土総合開発法改正
(国土形成計画法) (平成17年)

・第3次環境基本計画閣議決定
(平成18年4月)

・鳥獣保護法改正
(平成18年6月)

■ 2010年目標 (平成14年 COP6)

第1回点検 (平成15年度)

第2回点検 (平成16年度)

平成17年～ 人口減少

■ MA (ミレニアム生態系評価) (平成17年公表)

第3回点検 (平成17年度)

■ GBO2 (地球規模生物多様性概況第2版)

第4回点検 (平成18年度)

■ IPCC 第4次評価報告書 第2作業部会報告書

COP10(2010年)の日本招致に関する閣議了

G8環境大臣会合(ドイツ・ポツダム)
(平成19年3月)

■ 戦略見直し懇談会

(平成18年8月～19年3月)

■ 中央環境審議会での検討

(平成19年4月～11月)

■ 第3次生物多様性国家戦略策定 (平成19年11月下旬予定)